

佐賀県医師会のしおり

No. 26

新規開業及び入会会員の皆様にご理解いただくために

令和6年9月

一般社団法人 佐賀県医師会

〒840-0054

佐賀市水ヶ江一丁目12番10号

TEL 0952-37-1414

FAX 0952-37-1434

E-mail (代) sma@saga.med.or.jp

URL <https://www.saga.med.or.jp>

日本医師会綱領

平成25年6月23日 日本医師会定例代議員会採択

日本医師会は、医師としての高い倫理観と使命感を礎に、人間の尊厳が大切にされる社会の実現を目指します。

1. 日本医師会は、国民の生涯にわたる健康で文化的な明るい生活を支えます。
2. 日本医師会は、国民とともに、安全・安心な医療提供体制を築きます。
3. 日本医師会は、医学・医療の発展と質の向上に寄与します。
4. 日本医師会は、国民の連帯と支え合いに基づく国民皆保険制度を守ります。

以上、誠実に実行することを約束します。

医の倫理綱領

令和4年3月27日 日本医師会定例代議員会採択

医学および医療は、病める人の治療はもとより、人びとの健康の維持増進、さらには治療困難な人を支える医療、苦痛を和らげる緩和医療をも包含する。医師の責任の重大性を認識し、人類愛を基にすべての人に奉仕するものである。

1. 医師は生涯学習の精神を保ち、つねに医学の知識と技術の習得に努めるとともに、その進歩・発展に尽くす。
2. 医師は自らの職業の尊厳と責任を自覚し、教養を深め、人格を高めるように心掛ける。
3. 医師は医療を受ける人びとの人格を尊重し、やさしい心で接するとともに、医療内容についてよく説明し、信頼を得るように努める。
4. 医師は互いに尊敬し、医療関係者と協力して医療に尽くす。
5. 医師は医療の公共性を重んじ、医療を通じて社会の発展に尽くすとともに、法規範の遵守および法秩序の形成に努める。
6. 医師は医業にあたって営利を目的としない。

佐賀県医師会の患者の権利に関する綱領

平成16年12月16日 佐賀県医師会臨時代議員会採択

1. だれもが、良質で安全な医療を平等に受ける権利を有します。
2. だれもが、診断、検査、治療、見通しなど、自らの医療内容について十分な情報提供を受けたうえで、どのような医療を受けるのかを自らの意思で選択・決定する権利、あるいは拒否する権利を有します。
3. だれもが、いつでも医師・医療機関を自由に選択し、他の医師の意見を求める権利を有します。
4. だれもが、人間としての尊厳が保たれ、個人情報やプライバシーが守られた医療を受ける権利を有します。

この綱領は「患者の権利に関する WMA（世界医師会）リスボン宣言」の精神に基づき制定したものです。

は じ め に

政府は我が国の少子高齢化に対応した全世代型の社会保障制度を構築していくという基本理念のもと制度改革を進めており、本年4月からは第8次保健医療計画、第9期介護保険事業計画、医師の働き方改革が施行される他、診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬のトリプル改定、医療DXの推進など、医療を取り巻く環境は大きな変革の時を迎えています。

我々医療関係者は、行政と協力のもと、地域医療構想の推進、地域包括ケアシステムの深化・推進に努めてきたところですが、更に医療機能の分化・強化・連携を進め医療提供体制の基盤強化を図っていくことが求められています。また、医療DXに関しては、国民への安心・安全でより質の高い医療の提供に寄与することは勿論、医療現場の負担軽減に資するものとなるよう、注視していく必要があります。

本会は「県民の皆様の命と健康を守り、安心安全な生活を送って頂く」という基本姿勢の下、郡市医師会と密に連携を図りながら、行政等関係者と協議を重ね、様々な施策を行っていますが、その礎は、会員の先生方の日常診療、会員医療機関の毎日の営みにあります。

本会では会員支援のひとつとして、年に一度、新しく医療機関の開設者・管理者とされた皆様を対象として、役員によるオリエンテーションを実施し、度重なる医療・保健・福祉制度の改編や、複雑化する診療報酬点数表の理解、医療過誤防止への取り組みなど、日常診療での基本的事項についてご説明し、意見交換を行っております。

しかし、短時間のオリエンテーションにおいて、全ての項目をご説明することは出来ないことから、県医師会の組織、事業等についてご理解いただくために毎年「佐賀県医師会のしおり」を作成しています。「しおり」は平成11年に初版を作成以来、時代のニーズに応じて内容を改訂していますが、今後も引き続き内容の充実に努めたいと考えています。

このオリエンテーションの実施と「しおり」の作成が、いくらかでも会員の先生方の日常診療のお役に立ち、また、医師会活動へのご理解を深めて頂く契機になることを祈念致します。

令和6年9月

佐賀県医師会長

志 田 正 典

目 次

I 日本医師会綱領・医の倫理・患者の権利

はじめに 会長挨拶

目次

照会先（担当課）一覧

II 佐賀県医師会の概要 1

1. 佐賀県医師会の組織概要 1
2. 佐賀県医師会の事業概要 5

III 広 報・情 報 8

IV 生 涯 教 育 1 2

1. 生涯教育制度の目的と概要 1 2
2. 「日本医師会生涯教育制度」実施要綱 1 6
3. 佐賀医学会・日医生涯教育講座 2 1
4. 日本医師会認定医制度 2 2
 - 1) 日本医師会認定産業医制度 2 2
 - 2) 日本医師会認定健康スポーツ医制度 2 4
5. 卒後臨床研修制度への対応 2 6

V 地域保健・医療・福祉 2 7

1. 地域医療・福祉 2 7
 - 1) 保健医療計画 2 7
 - 2) 高齢者保健福祉計画 3 3
 - 3) 障害者施策 3 6
 - 4) 医療費適正化計画 3 7
 - 5) 救急災害医療 3 8
 - 6) その他 4 3
2. 地域保健 4 4
 - 1) 感染症対策 4 6
 - 2) 予防接種 5 2
 - 3) 各種集団（個別）検診事業 5 9
 - 4) 喫煙対策 6 5
3. 母子保健 6 7
 - 1) 母体保護法 6 9
 - 2) 妊婦・乳児検診事業 7 0
4. 産業保健 7 1
5. 学校保健（含・性教育対策） 7 6

VI 医 療 保 険 8 2

1. 医療保険 （「保険診療の手引」令和6年6月改訂版参照） 8 2

2.	労災保険	8 3
3.	自賠責保険	8 7
4.	介護保険	9 3
VII	会 員 福 祉	9 5
1.	佐賀県医師信用組合	9 5
2.	佐賀県医師国民健康保険組合	9 8
3.	株式会社佐賀医協	1 0 0
4.	日本医師会年金	1 0 2
5.	その他	1 0 5
VIII	医 事 紛 争	1 0 7
1.	医療事故紛争防止心得	1 0 7
2.	日本医師会医師賠償責任保険制度	1 0 8
3.	日本医師会医師賠償責任特約保険制度	1 1 1
4.	その他	1 1 2
IX	情 報 開 示	1 1 3
1.	日本医師会診療情報提供に関するガイドライン	1 1 3
2.	佐賀県医師会における取り組み	1 1 9
X	医療安全対策	1 2 0
1.	医療安全対策	1 2 0
2.	医療事故調査制度	1 2 1
3.	日本医師会 医療事故調査費用保険	1 2 2
X I	個人情報保護対策	1 2 3
1.	日本医師会 診療に関する個人情報の取扱い指針	1 2 3
2.	佐賀県医師会における取り組み	1 2 9
X II	医 業 経 営	1 3 3
1.	税務対策	1 3 4
2.	医療法人	1 3 5
3.	労務対策	1 3 7
4.	マイナンバー（個人番号）制度対策	1 4 6
5.	公益通報者保護法対策	1 4 7
X III	佐賀県健康づくり財団	1 4 9
X IV	佐賀県医師連盟・自民党佐賀県医療会支部	1 5 3
X V	その他	1 5 4
1.	医師に必要な諸届け	1 5 4
2.	医療法第6条の5第3項第8号及び第12号～第14号の規定に基づき広告しうる事項	1 5 7
3.	健康保険法等により院内掲示が義務付けされている事項	1 6 5
4.	佐賀県医師会「人生の最終段階における医療・ケアのガイドライン」	1 6 8

照会先（担当課）一覧

II	佐賀県医師会の概要	
1.	佐賀県医師会の組織概要	(総務課)
2.	佐賀県医師会の事業概要	(総務課)
III	広報・情報	(業務課)
IV	生涯教育	
1.	生涯教育制度の目的と概要	(業務課)
2.	「日本医師会生涯教育制度」実施要綱	(業務課)
3.	佐賀医学会・日医生涯教育講座	(業務課)
4.	日本医師会認定医制度	(業務課)
1)	日本医師会認定産業医制度	(業務課)
2)	日本医師会認定健康スポーツ医制度	(業務課)
5.	卒後臨床研修制度への対応	(業務課)
V	地域保健・医療・福祉	
1.	地域医療・福祉	(業務課)
1)	保健医療計画	(業務課)
2)	高齢者保健福祉計画	(業務課)
3)	医療費適正化計画	(業務課)
4)	救急災害医療	(業務課)
5)	その他	(業務課)
2.	地域保健	(業務課)
1)	感染症対策	(業務課)
2)	予防接種	(業務課)
3)	各種集団（個別）検診事業	(業務課)
4)	喫煙対策	(業務課)
3.	母子保健	(業務課)
1)	母体保護法	(総務課)
2)	妊婦・乳児検診事業	(総務課)
4.	産業保健	(業務課)
5.	学校保健（含・性教育対策）	(総務課)
VI	医療保険	
1.	医療保険	(福祉課)
2.	労災保険	(福祉課)
3.	自賠責保険	(福祉課)
4.	介護保険	(業務課)
VII	会 員 福 祉	
1.	佐賀県医師信用組合	(医師信用組合 TEL (代) 0952-37-1424)
2.	佐賀県医師国民健康保険組合	(福祉課)
3.	株式会社佐賀医協	(福祉課)
4.	日本医師会年金	(福祉課)
5.	その他	(福祉課)
VIII	医 事 紛 争	
1.	医療事故紛争防止心得	(福祉課)
2.	日本医師会医師賠償責任保険制度	(福祉課)
3.	日本医師会医師賠償責任特約保険制度	(福祉課)
4.	その他	(福祉課)
IX	情 報 開 示	
1.	日本医師会診療情報提供に関するガイドライン	(福祉課)
2.	佐賀県医師会における取り組み	(福祉課)
X	医療安全対策	(福祉課)
1.	医療安全対策	(福祉課)
2.	医療事故調査制度	(福祉課)
3.	日本医師会 医療事故調査費用保険	(福祉課)
XI	個人情報保護対策	
1.	日本医師会 診療に関する個人情報の取扱い指針	(福祉課)
2.	佐賀県医師会における取り組み	(総務課)
XII	医 業 経 営	
1.	税務対策	(総務課)
2.	医療法人	(総務課)
3.	労務対策	(総務課)
4.	マイナンバー（個人番号）制度対策	(総務課)
5.	公益通報者保護法対策	(総務課)
XIII	佐賀県健康づくり財団	(TEL (代) 0952-37-3301)
XIV	佐賀県医師連盟・自民党佐賀県医療会支部等	(総務課)
XV	その他	
1.	医師に必要な諸届け	(総務課・福祉課)
2.	医療法第6条の5第1項第7号及び第11号～第13号の規定に基づき広告しうる事項	(業務課)
3.	健康保険法等により院内掲示が義務付けされている事項	(福祉課)
4.	佐賀県医師会人生の最終段階における医療のガイドライン（R2.2.20）	(総務課)